

# 1 かすみがうら市地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）及び再生可能エネルギービジョンの基本的な考え方

## 1-1 計画及びビジョン策定の背景

世界の平均気温は2020年時点で工業化以前と比べて約1.1度上昇し、国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によると温室効果ガス排出量は2025年以降も増加し、このままの状況が続けば更なる気温上昇が予測されている。また、国内外で様々な気象災害が発生しており、気候変動に伴い、豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予想されている。

我が国では2050年ゼロカーボン目標達成のため、2030年度には温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明している。このため、再生可能エネルギーの導入拡大は、地球温暖化対策、エネルギー代金の流出抑制の他、雇用の創出や地域の活性化、非常時のエネルギー確保等のローカルなものまで、非常に多岐にわたる分野で推進されている。



図1 緩和と適応の関係（環境省 環境白書より）

図2 再エネ導入の意義（環境省資料を基に作成）

本市は、2023年3月に発行された環境基本計画の中で、気候変動への適応と生物多様性の保全を推進し、カーボンニュートラル社会を目指すことをリーディングプロジェクトとした。また、ゼロカーボンシティ宣言、温室効果ガス排出の緩和に貢献すること及び市域の気候非常事態宣言を行い、気候変動による影響に備えることを方針として掲げている。持続可能な社会の実現に向けて、国の政策と連動し本市においても温暖化対策、再エネ・省エネの取組を推進していく必要がある。

## 1-2 計画及びビジョン策定の目的

地球温暖化防止対策実行計画(区域施策)編を策定するとともに脱炭素化に向けて重要な位置づけとなる再生可能エネルギー等の利活用について検討し、賦存する未利用資源、太陽光、小水力等活用の方向性を示すビジョンを策定し、地域の発展に繋げていくことを目的とする。

## 1-3 計画及びビジョンの位置づけと役割

本計画は、温対法第21条に基づく地方公共団体実行計画であり、かすみがうら市環境基本条例（令和4（2022）年7月施行）の基本理念のもと、「かすみがうら市環境基本計画」（令和5（2023）年3月策定）に掲げられる基本目標の考え方を踏まえ施策等を具体化するものである。

## 1-4 計画及びビジョンの期間

本計画は、2050年ゼロカーボン達成という最終目標に向けて将来像を描くとともに、2030年度を中間目標として具体的な取組方針を検討する。「かすみがうら市再生可能エネルギービジョン」とも連動し、本市の現況や社会潮流に適切に対応するため、必要に応じて中間見直しを実施する。

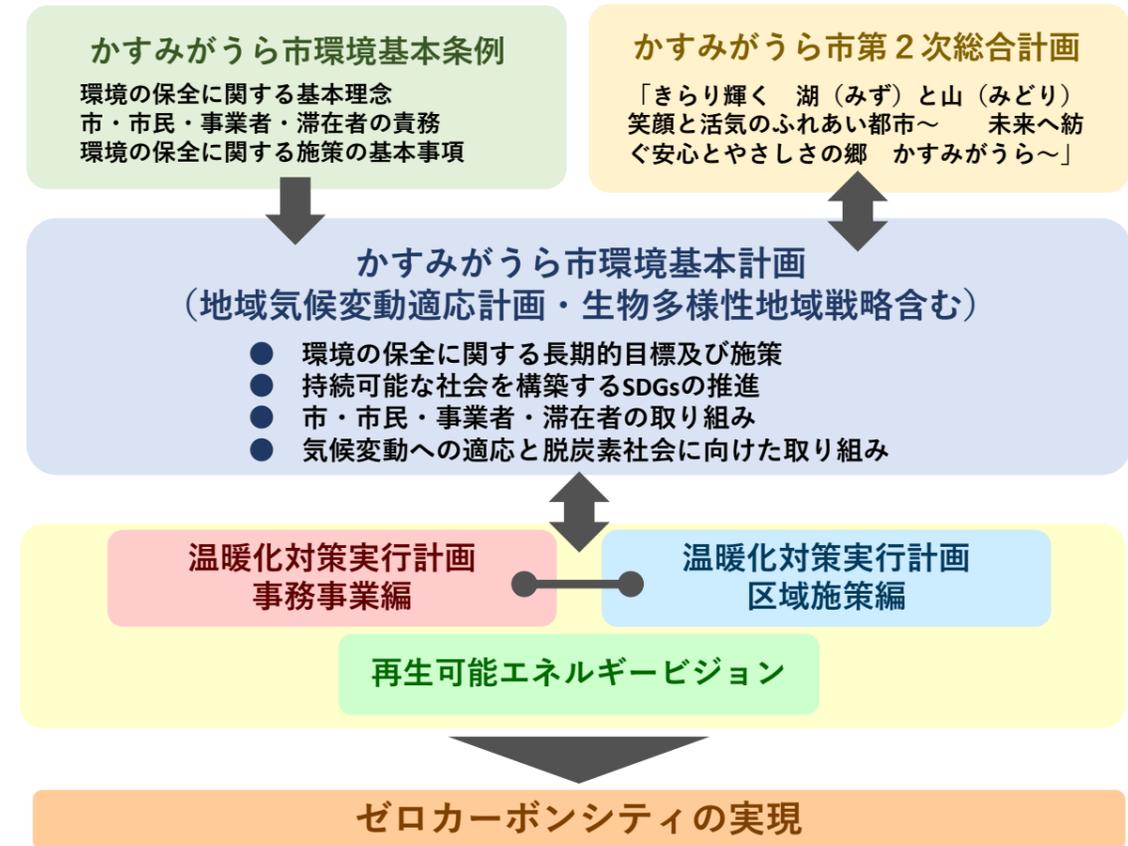


図3 計画の位置づけと役割

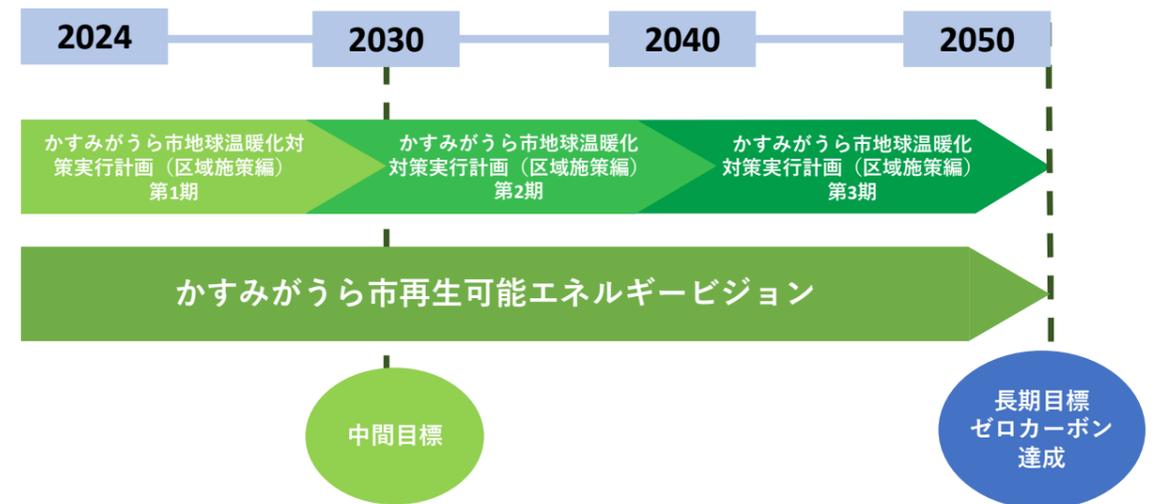


図4 計画の期間

## 2 業務内容及び予定

### 2-1 業務内容

計画策定に向けて取り組む内容を以下に示す。

項目	内容
アンケートによる調査	地域の地球温暖化防止の行動や再生可能エネルギー普及における将来意識について、現状の市民意識を把握し、策定の基本的な位置づけを整理するため、市民8年生とその保護者及び事業者を対象としたアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料を得る。 →現在紙面・オンラインにて実施済みであり、結果を分析中。
地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）	
(1) これまでの取組評価と課題抽出	・地球温暖化対策に関するこれまでの取組状況について、各施策の実績および目標の達成状況の整理 ・課題の抽出および取組評価の実施
(2) 計画の基本的事項の整理	・本市の地域特性、計画の目的、位置付け、役割、計画期間等の整理 ・地球温暖化の現状、国際的な動向、国や茨城県の動向、他自治体の先進事例等の地球温暖化対策に係る情報の調査・整理し、計画に反映すべき事項を検討・提案する
(3) 市内の温室効果ガス排出量及び森林等の吸収量の算定・分析・考察	・市内の温室効果ガス排出量及び吸収量に関する情報を踏まえ、計画の策定に必要な分析と考察を行う
(4) 温室効果ガス排出量からみた将来推計と削減目標の設定	・2030年度及び2050年度の温室効果ガス排出量の将来推計に関する情報の整理を踏まえ、本市の温室効果ガス排出量の削減目標を、部門別に定める
(5) 施策の検討	・本市の特性やこれまでの施策の実施状況、さらに国内外の動向を踏まえ、温室効果ガス削減目標を達成するうえで必要となる対策を検討する
(6) 重点施策の検討	・本市の温室効果ガスの削減を進めるうえで重点的に取り組むべき施策を定める
(7) 推進体制及び進行管理方策の検討	・整理・検討した結果に基づき、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）が評価できる仕組と推進体系を構築する
(8) 計画書の作成	・かすみがうら市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の本編及び概要版等を作成
再生可能エネルギービジョン	
(1) 再生可能エネルギーのポテンシャル調査	・本市が保有する山間・緑地・荒廃地・市街地等の陸域や河川、湖沼などの水域において、以下、再生可能エネルギーのポテンシャル調査を実施する
(2) 重点プロジェクトの設定	・本市の持つエネルギー特性を以下の事項を基に整理し、市民と協働して取り組める重点プロジェクトを定める
(3) 再生可能エネルギービジョンの策定	・(1)～(2)をとりまとめ、環境省による市町村ごとの再生可能エネルギー情報提供システムを基盤とした、再生可能エネルギービジョンの策定
会議等の運営支援  (株)オリエンタルコンサルタンツ 〒151-0071 東京都渋谷区本町3丁目12番1号 住友不動産西新宿ビル6号館	・地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）及び再生可能エネルギービジョンの策定にあたり、各分野の専門家を交えた専門委員会を設置し、最新情報の提供・アドバイスや指導・関係各課との意見交換等の会議を3回以上実施し、計画書策定に反映する
パブリックコメント実施支援	・各会議や委員会での検討結果をまとめ素案及び資料の作成

### 2-2 計画及びビジョン策定のスケジュール

#### ●策定専門委員会議題

	期日	議題
第1回	令和5年11月28日(火) 14時～16時	・計画の基本的な考え方について ・本市の概要について ・温室効果ガス排出量の現況推計及び将来推計について ・再生可能エネルギーポテンシャルについて（途中経過） ・アンケート・ヒアリングについて（実施方法）
第2回	令和6年1月中旬	・温室効果ガス排出量の現況推計及び将来推計について（見直し） ・再生可能エネルギーポテンシャルについて（見直し・追加） ・アンケート・ヒアリングについて（結果） ・目標達成に向けた施策について（途中経過）
第3回	令和6年3月上旬	・脱炭素シナリオ・将来ビジョンについて ・目標達成に向けた施策について ・計画の推進について ・計画の作成状況

#### ●作業工程表

工程	令和5年					令和6年			適要
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1. アンケートによる調査									
2. 地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）									
(1) これまでの取組評価と課題抽出									
(2) 計画の基本的事項の整理									
(3) 排出量及び吸収量の算定・分析・考察									
(4) 将来推計と削減目標の設定									
(5) 施策の検討									
(6) 重点施策の検討									
(7) 推進体制及び進行管理方策の検討									
(8) 計画書の作成									
3. 再生可能エネルギービジョン									
(1) 再生可能エネルギーのポテンシャル調査									
(2) 重点プロジェクトの設定									
(3) 再生可能エネルギービジョンの策定									
4. 会議等の運営等支援									
専門委員会									3回の想定
5. パブリックコメント実施支援									
6. 成果品の作成									